

一色地域水田農業ビジョン



策定 平成16年4月

改定 平成19年4月

一色地域水田農業推進協議会

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

地域農業の特性

一色町は、愛知県の中央南部に位置し、矢作川の沖積平野の南端にあたり、平坦な地形と肥沃な土地、そして豊かな水に恵まれ半農半漁で発展してきた。

また、本町は町域の約 80%が海拔零メートル地帯にある排水性の低い湿農地という立地があり、米作りを中心として農業が営まれてきた。しかし、昭和 50 年頃から農業技術の高度化、農業経営の近代化が進む中で、本町も集約型の農業への転換を図り、生産性の高い施設園芸が確立され後継者も育成された結果、現在では多種の農業経営が営まれている。

そんな中、水田農業の現状を見ると、担い手への土地利用集積は作業受委託を中心に進展し、経営規模を拡大し、効率的な生産を行なう経営体が相当数育っている一方で、恵まれた兼業機会を背景に依然として小規模稲作農家が多数存在する。生産面では、米の生産調整規模が拡大する中で、転作作物として麦・大豆が多く栽培されており、それらは、ブロックローテーションにより集団転作を行なうことにより担い手に集約されている。

水田利用の推進体制

今後の米の需給調整については、『米政策改革大綱』の趣旨に基づき、「米づくりのあるべき姿」の実現に向け、西尾・幡豆郡をその管内とする西三河農協が主役となる推進体制システムを確立する。

そのため、平成 19 年度以降は順次、西三河農協が中心となり、管内協議会の調整を図りながら、自主的・主体的な取組を一層強化し、関係機関が一体となって、需給調整に取り組むものとする。

作物振興及び水田利用の将来方向

本町では、平成 10 年度から町全体でブロックローテーションを実施し、全域を 7 ブロックに分け、さらにその中を 3 ブロックに分けて、全水田を 3 年に 1 度生産調整を実施する方針で進めてきた。今後も一色町ブロックローテーション計画を中心に需給調整を実施していくものとする。

水田の作物振興においては、団地化により生産効率を高め、水稻・麦・大豆のブロックローテーションを展開する。条件不利地においては、水田の多面的機能を維持しながら、産地育成・地産地消・地力増進・環境保全等に寄与するため、野菜・果樹・レンゲ等を生産する。

「水稻」

ブロックローテーションを中心に担い手への土地の利用集積や作付けの団地化が進んでいるため、この姿を更に発展させ、効率的な経営を行ないコストの低減を行なう。

今後全国で人口減少および高齢化が進み、需要量の減少が見込まれるなか、県内の消費需要は相当量あり、また農家保有米も多い。顧客のニーズは多様であり用途・価格に応じた「売れる米」を、年間を通じて安定した品質にて提供できるよう下記事項を重点に推進する。

- ・銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・農協系統が定める自主規格での乾燥調整により品質の向上と均質化を図る。
- ・安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・経営規模の拡大と品種の集約化、直播栽培や全量基肥栽培等の普及により環境に配慮し、省力化・低コスト化を図る。
- ・色彩選別機設置により品質の向上と均質化を図る。

「麦」

実需者のニーズに基づいた小麦の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- ・銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・農協系統が定める自主規格で乾燥調整することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・赤カビ病の防除を徹底する。
- ・大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・優良品種の当地域での適性を検討し、実需者の意見を取り入れた計画的な導入を図る。
- ・土壌改良材の投入による品質の向上を図る。
- ・高品質な麦を生産した担い手に対して助成することにより生産技術向上を図る。

「大豆」

実需者のニーズに基づいた大豆の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- ・銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・調整の管理（着色粒の除去）により品質の向上と均質化を図る。
- ・安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・実需者との情報交換を一層緊密化し、実需者ニーズにあった作付け計画を策定する。
- ・土壌改良材を投入することにより水田管理の徹底及び高品質化を図る。

「その他（レンゲ等）」

- ・土地の条件等により、麦・大豆の作付けが困難な水田においては、生産調整の推進・産地育成・地産地消・地力増進・環境保全等に寄与するため、野菜・果樹・レンゲ等を生産し水田の機能を維持する。

担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業経営は、平均 0.6ha(2000 年センサス)と零細な農家が多く、生産の効率が悪い。よって、農作業の受託組織構成員と、地域(集落)水田の受託者となりうる農家を「担い手」と位置付け、担い手育成のため下記の方策を講じる。なお、担い手は生産調整実施者とする。

・小麦、大豆の生産は、地域農家の合意の上、一色町ブロックローテーション計画により、生産管理作業を「担い手」に委託する。なお、生産管理に必要な資材・収穫物は「担い手」に帰属する。

・農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業を通じた利用権設定を積極的に推進し、経営の安定化を図る。

(2) 具体的な目標

西三河農協管内作物作付け及びその販売の目標

作付面積

単位：ha

作物名	品 種 名	H18 作付	計画 (H19)	目標 (H21)	目標 (H23)
水 稻	あきたこまち	24 (2)	21 (1)	11 (1)	11 (1)
	コシヒカリ	887 (172)	895 (175)	895 (175)	895 (175)
	あさひの夢	497 (98)	475 (90)	475 (90)	475 (90)
	あいちのかおり	522 (32)	561 (50)	576 (55)	576 (55)
	大地の風	18 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
	その他	36 (17)	31 (15)	26 (10)	26 (10)
	合 計	1,984 (321)	1,995 (331)	1,995 (331)	1,995 (331)
	小 麦	農林 6 1 号	1,015 (137)	944 (123)	860 (110)
イワイノダイチ		218 (39)	291 (52)	375 (65)	500 (80)
合 計		1,233 (176)	1,235 (175)	1,235 (175)	1,235 (175)
大 豆	フクユタカ	1,223 (176)	1,225 (175)	1,225 (175)	1,225 (175)
飼料作物	イタリアンライグラス他	31 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)
	飼料稲	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	合 計	32 (0)	31 (0)	31 (0)	31 (0)

() は、一色町分

販売数量

単位：t

作物名	品 種 名	H18 産販売	計 画 (H19)	目 標 (H21)	目 標 (H23)
水 稻	あきたこまち	77 (0)	70 (0)	30 (0)	30 (0)
	コシヒカリ	1,831 (254)	1,890 (260)	1,890 (260)	1,890 (260)
	あさひの夢	921 (125)	871 (120)	871 (120)	871 (120)
	あいちのかおり	1,188 (52)	1,230 (60)	1,280 (60)	1,280 (60)
	大地の風	14 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)
	その他	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	合 計	4,033 (431)	4,074 (440)	4,084 (440)	4,084 (440)
小 麦	農林 6 1 号	3,056 (370)	2,870 (340)	2,540 (320)	2,260 (290)
	イワイノダイチ	708 (172)	890 (200)	1,220 (220)	1,500 (250)
	合 計	3,764 (542)	3,760 (540)	3,760 (540)	3,760 (540)
大 豆	フクユタカ	2,179 (281)	2,190 (280)	2,190 (280)	2,190 (280)
飼料作物	イタリアンライグラス他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	飼料稲	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合 計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

() は、一色町分

販売数量には、農家自家消費分を除く

平成 1 8 年産販売数量は、平成 1 8 年産集荷数量

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

(ア) 担い手の明確化

「品目横断的経営安定対策」で設定されている担い手の面積を要件とし、目標数値は当該年次にクリアすべき要件とはしない。

		現況 (平成 18 年)	目標 (平成 20 年)	目標 (平成 22 年)
水田経営面積 (作業受託を除く)	家族経営体	4ha以上	10ha以上	20ha以上
	組織経営体	20ha以上	60ha以上	100ha以上
その他(必須要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産調整実施者であること ・地域の合意が得られていること 			

法人格を有する団体にあっても、実際の経営内容により家族経営体として有する場合がある。

協議会において、将来地域水田農業において必要な経営体であると認めた者は、面積の要件にかかわらず、ビジョン実現のための担い手として扱い育成にあたる。

(イ) 担い手のリスト

以下の農業者をこのビジョンの担い手として扱う。

・一色町農業機械オペレーター部に属し、かつ認定農業者であることとする。ただし、これ以外の者で協議会が必要と認めた場合はこの限りでない。

《リストは省略》

(ウ) 担い手への農地集積目標

(上段：担い手への利用権設定等水田面積)

(下段：区域内の水田面積)

単位：ha

市町村	現 状 (平成 19 年)	目 標 (平成 20 年)	目 標 (平成 22 年)	集積率
一色町	162.1	200.0	253.9	50%
	507.8	507.8	507.8	

(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

産地づくり交付金の活用方法

管内の水稲、麦、大豆の計画的生産を実現すると共に、管内の主食用水稲生産数量を抑制するため、以下のとおり産地づくり対策を実施する。

(ア) 転作作物作付助成

- ・一色町ブロックローテーション計画に基づき、担い手がブロック内で麦・大豆・レンゲを作付け地した場合、作付け水田に対し、地権者と作業者に以下のとおり助成する。
- ・ブロック内の個人管理においては、作物作付け地に対し助成する。

(円 / 1 0 a)

区 分	交 付 単 価	
	地 権 者	作 業 者
麦・大豆2作	23,000	17,000
麦1作・大豆1作	23,000	17,000
れんげ	23,000	17,000
個人管理	5,000	-

助成要件

- ・交付にあたっては、生産調整の実施者であり、集荷円滑化対策拠出者を条件とし地域内農業者水田に対し交付する。
 - ・助成対象水田は、一色町ブロックローテーション計画により生産調整を実施したブロック内水田（平成19年度で言えば「1」のブロック）および、出作水田を対象とする。ただし、麦・大豆に限りブロック外も対象とする。
 - ・交付区分は表のとおりであり ~ は担い手が作業したことを条件とする。
 - ・収穫後、年度中に水稲を作付けした場合は交付しない。
 - ・担い手は、麦・大豆について受託部会の指導のもと、以下の作業を行なうものとし、その指示に従い作業するものとする。（作業日誌、資材購入伝票を収穫後速やかに、協議会まで提出する。）
- 1．排水対策（麦、大豆）・・・明渠（営農排水）
 - 2．土壌改良材の投入（麦、大豆）・・・地域の実状に応じた資材、投入量を受託部会を通じ別途指示する
 - 3．赤カビ病防除（麦）・・・出穂期～出穂10日後までに1回以上散布する（被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある）
 - 4．紫斑病防除（大豆）・・・種子消毒
- ・作業者交付金は、担い手が作業し、提出された作業日誌、伝票を確認した上で、内容が適当であると認められる場合のみ交付する。
 - ・個人管理の交付要件は作物作付け地であることを交付要件とする。
 - ・小数点以下の端数金額が発生した場合、小数点以下を切り捨てて交付する。
 - ・交付単価については、結果が判明した段階で変更できるものとする。

(イ) 高品質化等助成

担い手が、高品質な麦を生産した場合または高品質な大豆を生産することを目的とし資材等を投入した場合に助成する。

(円 / 10a)

区 分	交 付 単 価	
	地 権 者	作 業 者
高品質麦奨励金	-	10,000
大豆品質向上対策奨励金	-	4,000

助成要件

- ・交付にあたっては、生産調整の実施者であり、集荷円滑化対策拠出者を条件とし地域内農業者水田に対し交付する。
- ・大豆品質向上対策奨励金については、別添に定める担い手が小麦、(大豆)年2作地で大豆作付前に土壌改良資材の投入にした水田を対象とする。
- ・高品質小麦奨励金については、別添に定める担い手が出荷した小麦で農産物検査法第6条に規定する麦の品位等検査を受検した麦で、農産物規格規定(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)の普通小麦1等の品位に適合するもので、次の計算方法により交付金を交付する。

計算方法

- ・交付額 = 助成対象面積 × 品質等要件クリア率 × 単価
式中「品質等要件クリア率」とは、次の算式により求められる率のことをいい、小数点第5位まで(第6位切捨て)求めるものとする。
品質等要件クリア率 = 小麦1等数量 / 全出荷数量
- ・小数点以下の端数金額が発生した場合、小数点以下を切り捨てて交付する。
- ・交付単価については、結果が判明した段階で変更できるものとする。

出入作に関する事項

- ・地域内農業者が土地使用収益権を有する地域外の水田「以下(出作水田)という。」で、出作水田の属する協議会の定める担い手により麦・大豆等を作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者(担い手)交付単価を支払うものとする。

(ウ) 一色地域水田農業推進協議会の運営に必要な事務費

(エ) 特別調整促進加算(地域振興作物)については、特に取り組まないものとする。

稲作構造改革促進交付金の活用方法

米価が下落した際に、次の全ての要件を満たす農業者に下表のとおり交付する。

(円 / 10a)

区 分	交 付 単 価(見通し)
米価下落格差助成	4,000

助成要件

- ・国の定めた助成水田において、以下の助成対象者が作付確定面積の範囲内で主食用水稻の作付を行った水田について助成する。
- ・品目横断的経営安定対策加入者以外であること。
- ・生産調整実施者であり、集荷円滑化対策への加入者であること。
- ・水稻を作付していること。

その他事業の活用

(ア) 品目横断的経営安定対策

認定農業者及び一定規模以上の経営面積を有していることが条件

(イ) 集荷円滑化対策

水田農業構造改革対策の補てんを受けようとする農業者は加入が条件